

静岡県告示第293号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和4年4月1日

静岡県知事 川勝平太

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
港湾道路興津埠頭2号道路	静岡県静岡市清水区興津清見寺町 58 番の 9 から静岡県静岡市清水区横砂 1375 番の 100 まで
港湾道路興津埠頭10号道路	静岡県静岡市清水区興津清見寺町 1375 番の 124 から静岡県静岡市清水区興津清見寺町 1375 番の 124 まで
港湾道路袖師第1埠頭8号道路	静岡県静岡市清水区横砂 408 番の 17 から静岡県静岡市清水区横砂 408 番の 17 まで
港湾道路新興津埠頭1号道路	静岡県静岡市清水区興津清見寺町 1387 番の 2 から静岡県静岡市清水区興津清見寺町 1380 番まで
港湾道路新興津埠頭2号道路	静岡県静岡市清水区興津清見寺町 1384 番の 8 から静岡県静岡市清水区興津清見寺町 1382 番の 3 まで

2 指定する期日 令和4年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 走行位置の指定** トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 後方警戒措置** 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路情報の収集** 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。